

処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	公益上の必要による漁業権の変更、取消し、行使の停止			根拠条項	第93条第1項		
処分基準	<p>知事は、漁業調整、船舶の航行、停泊又は係留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるときは、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与 公開による意見の聴取	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	目次